

平17福情答申第12号
平成17年3月2日

福岡市長
山崎 広太郎 様
(中央区地域支援部地域振興課)

福岡市情報公開審査会
会長 吉野 正

公文書公開請求に係る非公開決定に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例 (平成14年福岡市条例第3号) 第20条第2項の規定に基づき、平成16年11月15日付け中区振第551号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

「中央区〇〇●丁目町世話人、△△△△氏に支出した手当て (H13, 14, 15年度分) の額を示す文書」の非公開決定に対する異議申立て

1 審査会の結論

「中央区〇〇●丁目町世話人，△△△△氏に支出した手当て（H13，14，15年度分）の額を示す文書」（以下「本件対象文書」という。）について，福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非公開決定（以下「本件決定」という。）については，これを取り消し，担当区域の町名（校区番号・町番を含む。），町世話人の氏名，各月の担当世帯数及び報酬総支給額の部分は公開することが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，実施機関が異議申立人に対して行った本件決定について，その取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

ア 平成16年10月6日，異議申立人は，実施機関に対し，福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき，本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成16年10月18日，実施機関は，本件対象文書について，条例第11条第2項の規定により本件決定を行い，その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成16年10月19日，異議申立人は，本件決定について，これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は，異議申立書及び当審査会第2部会における口頭意見陳述において，概ね次のように主張している。

ア 公務に対する報酬である以上，個人情報には当たらず，当然，公開されるべきである。

イ 町世話人は，非常勤特別職の地方公務員であり，その報酬は，職務遂行に係る情報であるから，条例第7条第1号ただし書ウに該当する。

ウ 平成16年3月31日をもって町世話人制度は廃止されているから，報酬を公表しても，個人の権利利益を害するおそれはない。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び当審査会第2部会における口頭意見陳述において、概ね次のように主張している。

ア 公開請求に係る公文書として、町世話人への報酬の支出事務において作成する「町世話人報酬計算書」を特定したが、当該文書には、町世話人の氏名、振込先銀行口座、報酬支払世帯数、報酬額、所得税額等が記録されている。

イ 特定の町世話人に係る報酬額、所得税額及び差引支給額は、条例第7条第1号の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報」に該当する。

ウ 町世話人に対する報酬の単価については、福岡市特別職職員等の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（昭和31年福岡市規則第61号）において、1世帯あたり160円と規定されていたが、特定の町世話人に実際に支払った報酬額については、公にすることが予定されていたとは認められないことから、条例第7条第1号ただし書アに掲げる情報には該当しない。

また、町世話人は、非常勤特別職の地方公務員の身分を有していたが、その報酬額については、職務遂行の内容に係る情報には当たらず、同号ただし書ウにも該当しない。

さらに、同号ただし書イにも該当しないことは明らかである。

エ 以上のことから、特定の町世話人に係る報酬額等は、条例第7条第1号本文に該当し、同号ただし書のアからウまでのいずれにも該当しないことから、非公開とすることが妥当と判断した。

オ なお、本件対象文書には、町世話人の氏名、担当町名など、条例第7条第1号ただし書ウに掲げる情報に該当する部分もあるが、本件公開請求の内容からみて、それらは有意の情報とは認められないため、条例第8条第1項ただし書の規定により、それらの部分公開はしないと判断した。

4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

ア 町世話人は、市内の各町内居住者に対する市からの各種連絡に係る事務等を行わせるため、市長が、町内居住者の総意に基づいて選出された者に委嘱していたもので、その身分は、非常勤特別職の地方公務員であった。

町世話人制度は、平成15年度をもって廃止されたが、それまで、町世話人は、

いわば、市と市民との「パイプ役」ともいうべき役割を担い、福岡市町世話人規則に基づき、担当する区域における広報、防災、衛生等に関する事務に従事していた。

イ 町世話人に対しては、担当する区域の世帯数に応じ、年3回に分けて市から報酬が支払われていたが、本件対象文書として実施機関が特定した文書は、その支払に係る事務のために実施機関が各支払時期に作成した「町世話人報酬計算書」と題する文書のうち、平成13年度から平成15年度までの中央区〇〇●丁目の特定の町世話人に係る部分である。

ウ 本件対象文書には、中央区〇〇●丁目を含む一定の区域に係る町名、町世話人の氏名、校区番号、報酬振込先の銀行名・支店名・口座番号、各月の担当世帯数、所得税額表の適用区分（「甲」か「乙」か）、扶養親族の人数、報酬の総支給額、所得税額、差引支給額等が記載されている。

(2) 条例第7条第1号（個人情報）該当性について

ア 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが公にすると個人の権利利益を害するおそれがあるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて非公開とするものと定めている。

イ 本件対象文書には、特定の町世話人の氏名が明記されるとともに、当該町世話人に係る各種情報が記載されていることから、それらは、全体として第1号本文の「個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの」に該当するものである。

よって、次に、本件対象文書に記録された各情報が同号ただし書のアからウまでのいずれかに該当するか否かについて検討する。

ウ まず、第1号ただし書ウは、同号本文に該当する個人情報であっても、公務員の職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分については、公開すべきものと定めている。

エ 本件対象文書のうち、町世話人の氏名、担当区域の町名（校区番号・町番を含む。）及び各月の担当世帯数については、町世話人が地方公務員であることから、第1号ただし書ウに該当するものと解されるため、公開するのが妥当である。

オ さらに、異議申立人は、各町世話人への報酬の支給額についても、公務に対す

る対価であり，職務遂行の内容に係る情報であるから，第1号ただし書ウに該当し，公開すべきものと主張する。

カ しかしながら，各町世話人への報酬の支給額については，地方公務員である町世話人の職務遂行に係る情報ではあるものの，職務遂行の「内容」に係るものとは通常は解されないため，第1号ただし書ウには該当しないものと言うべきである。

キ 次に，第1号ただし書アは，同号本文に該当する個人情報であっても，公にされ，又は公にすることが予定されているものについては，公開すべきものと定められている。

ク ところで，町世話人については，その報酬の額は，公表された市の規則（福岡市特別職職員等の報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則）において一律に「担当1世帯につき月額160円」と定められ，また，各町世話人の担当世帯数は，上記エのとおり公務員の職務遂行の内容に係る情報であって，公開請求があった場合には公開されてきたことからすると，結局，各町世話人に係る報酬支給額は，公開されてきたこれら情報を掛け合わせるにより自動的に算出され得るものである。

ケ そうすると，特定の町世話人に係る報酬支給額については，個人情報ではあるものの，公にされ，又は公にすることが予定されている情報というべきであり，第1号ただし書アに該当するものとして公開するのが妥当である。

コ ただし，所得税額表の適用区分，所得税額及び差引報酬支給額については，報酬に関連するものではあるものの，各町世話人の扶養控除等申告書提出の有無や家族構成等の職務とは関係のない個人的な属性により町世話人ごとに異なるものであることから，公にされ，又は公にすることが予定されている情報とは解されない。

サ 最後に，第1号ただし書イは，同号本文に該当する個人情報であっても，人の生命，身体，健康，生活若しくは財産又は環境を保護するため，公にすることが必要であると認められるものについては，公開すべきものと定めている。

シ しかしながら，本件対象文書において，第1号ただし書イに掲げる情報に該当する部分はないと認められる。

以上により，本件決定について，「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成16年11月15日	実施機関からの諮問
平成16年12月9日	実施機関が弁明意見書を提出
平成17年1月27日(部会)	異議申立人及び実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成17年2月24日(部会)	審議

6 答申に関与した委員

吉野正，今泉博国，大橋洋一，安河内恵子